

平成28年2月定例会 総務委員会（付託）

平成28年3月2日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き，委員会を開きます。（13時03分）

これより，政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については，さきの委員会において説明を聴取したところですが，この際，追加提出議案及び追加提出予定議案について，理事者側から説明を願うとともに，報告事項があれば，これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②）

- 議案第70号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第72号 平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

【追加提出予定議案】

- 議案第93号 新未来「創造」とくしま行動計画の変更について（資料③）

【報告事項】

- 「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の改訂（案）について（資料④⑤⑥）

七條政策創造部長

2月定例会に追加提出いたしました政策創造部関係の案件につきまして，御説明申し上げます。

まず，お手元に御配付の総務委員会説明資料（その3）をお願いいたします。

1ページをお開きください。

一般会計・特別会計予算についてでございます。

政策創造部の平成27年度一般会計補正予算案の補正総額は，総括表一番下の計欄，左から3列目に記載のとおり，14億4,997万2,000円の減額をお願いしておりまして，補正後の予算総額は，55億3,011万円6,000円となっております。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが，市町村課所管の市町村振興資金貸付金特別会計におきまして，1億円の減額をお願いしており，補正後の予算総額は，総合政策課所管の徳島ビル管理事業特別会計を合わせ，左から5列目の一番下，計欄に記載のとおり，25億1,786万4,000円となっております。

次に，3ページを御覧ください。

課別の主要事項でございます。

総合政策課の一般会計でございますが，上段の（目）企画総務費の摘要欄②，企画調整費につきましては，ふるさと納税で頂いた寄附金の二十一世紀創造基金への積立て等に要

する経費として、6,001万3,000円の増額をお願いしております。

そのほか、各事業等に要する経費の補正と合わせまして、総合政策課合計で、1,355万5,000円の減額、補正後の予算額は10億3,475万3,000円となっております。

4ページをお開きください。

統計戦略課でございます。

統計調査総務費の摘要欄④及び（目）委託統計調査費の摘要欄③の国庫返納金につきましては、いずれも、平成26年度に実施いたしました、各省庁の統計調査に係る国庫委託費の執行残額を返納するもので、合わせて1,355万円の増額、そのほか、各種統計調査の実施に係る経費の確定等によりまして、統計戦略課合計で、573万8,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、6億1,966万2,000円となっております。

5ページを御覧ください。

上段が、東京本部でございます。

東京本部の運営に要する経費等の補正でございます。東京本部合計で579万円の増額、補正後の予算額は1億9,818万8,000円となっております。

次に、中段の大阪本部でございますが、大阪本部の給与費及び運営に要する経費について、計920万1,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は1億9,325万3,000円となっております。

下段の県立総合大学校本部につきましては、生涯学習の推進に要する経費等、計107万円の減額をお願いしており、補正後の予算額は3億421万7,000円となっております。

6ページをお開きください。

地方創生局でございます。

一般会計でございますが、計画調査費の摘要欄①、新規事業の徳島県「リーサス活用実践」普及事業につきましては、地域経済に関するビッグデータを見える化したリーサス、地域経済分析システムの活用促進を図るため、普及啓発及び市町村支援を実施する経費として4,000万円の増額をお願いしております。

2段下の自治振興費の摘要欄②、市町村振興宝くじ収益金交付金につきましては、市町村振興宝くじ収益金の交付額の確定に伴い、8,253万8,000円の減額を、その下の地域振興対策費の摘要欄②、地域整備推進費では、地域総合整備資金貸付金の貸付額の確定に伴い、13億3,000万円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

地方創生局の一般会計補正総額は、合計欄に記載のとおり、14億3,767万4,000円の減額、補正後の予算額は、31億8,004万3,000円となっております。

その下を御覧ください。特別会計でございます。

市町村振興資金貸付金特別会計につきましては、貸付額の確定により、1億円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は24億6,591万4,000円となっております。

8ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

まず、上段のアの追加では、地方創生局の地域振興推進費につきましては、とくしま無料Wi-Fiの整備工事が、国や設置市町との協議に時間を要したことなど計画に関する諸

条件により、次年度となる見込みであることから、2,000万円の繰越しをお願いするものでございます。

下段のイの変更では、地方創生局の地方創生加速支援費につきまして、先ほど御説明いたしました徳島県リーサス活用実践普及事業の全額を繰越しすることに伴い、翌年度繰越予定額の変更をお願いするものであります。

今後、事業の早期完了に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、総務委員会説明資料（その4）をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

その他議案といたしまして、1点提出を予定しております（1）の新未来「創造」とくしま行動計画の変更についてでございますが、ア、提案理由に記載しておりますとおり、新未来「創造」とくしま行動計画の一部を変更することにつきまして、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

新未来「創造」とくしま行動計画は、社会経済情勢の変化に即応した施策展開を図るため、進化する行動計画として毎年度、改善見直しを行うこととしており、第三者評価機関である県政運営評価戦略会議による指摘事項への対応をはじめ、県議会や、総合計画審議会における御提言、さらには、パブリックコメントによる県民の皆様からの御意見を踏まえ、新規項目の設定や数値目標の向上など、148件について改善見直しを行い、別冊のとおり、新未来『創造』とくしま行動計画（平成28年度版）案として、とりまとめを行ったところです。

なお、この行動計画案につきましては、来る3月15日の本会議最終日におきまして、議案として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

追加提出案件及び提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点、御報告申し上げます。

「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の改訂（案）についてでございます。

本日は、資料1から資料3の3種類の資料を御配布させていただいておりますが、概要版の資料1により御説明いたします。

1の概要を御覧ください。

昨年7月に総合戦略を、10月には重要業績評価指標、KPIを各年ごとに整理したアクションプラン編を策定いたしました。

この度、総合戦略を策定以降の県民ニーズや社会情勢の変化等を迅速に捉え、PDCAサイクルのもとで、施策や事業の効果検証を行うとともに、県議会での御論議をはじめ、地方創生“挙県一致”協議会、パブリックコメントやSNSなどを通じ、県民の皆様の御意見を反映の上、新たな施策や事業の追加、拡充を行い、進化する総合戦略として改訂するものでございます。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定したKPIでございますが、今回の改定案では10項目追加し、計138項目となります。

次に、2の新たな施策や事業でございますが、今回の改訂により追加や拡充を行った新

たな施策や事業の主なものを、四つの基本目標ごとに記載させていただいております。

次に下段に記載しております3の今後のスケジュールでございますが、2月定例会における御論議を踏まえ、行動計画ともしっかりと連携を図りながら、3月18日に徳島県地方創生本部会議を開催し、決定してまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岸本委員長

次に、関西広域連合議会議員の西沢委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

- 「関西広域連合議会」について

西沢委員

それでは、前回の報告以降に行われた関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

去る2月13日に、大阪市の関西広域連合本部において、第27回総務常任委員会が開催されました。

理事者から、第65回関西広域連合委員会の概要、関西経済界との意見交換会の概要、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の概要、北陸新幹線及び関西版総合戦略の策定の5項目について報告、さらに平成28年度関西広域連合一般会計予算及び平成27年度関西広域連合一般会計補正予算の2項目について、説明が行われました。

これに対して委員からは、リニア新幹線や北陸新幹線などのインフラ整備について、関西という大きな枠で議論し、全体で納得できる方向性を示してほしい。

また、防災庁に関しては、将来の広域災害の発生に備えて東京消防庁と同様の、関西をカバーする専任のハイパーレスキュー隊の設置を検討してほしいなどの意見が出されました。

報告は、以上であります。

岸本委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

長尾委員

選挙管理委員会費というのが計上されておりますが、昨年、統一地方選挙が行われまして、残念ながら小松島市議会とか牟岐町議会とかで、逮捕者が出るというようなことがございました。私も平成25年2月議会で西川選挙管理委員長に対して、贈らない、求めない、

受け取らない、いわゆる3ない運動というのが十分県民に周知されていないということを申し上げまして、その周知についてしっかり取り組んでもらいたいと、その際に、放送、メディア、いわゆるテレビとかを使うべきだと、このように申し上げました。

この度、この夏の参議院選挙から18歳選挙権が施行されるわけでございます。それに伴って今、有権者教育ということが言われておりまして、過日、四国大学だったでしょうか、インターネットか何かに学生によるものがつくられたという報道がなされておりました。今、県のホームページを見れば、文理大学の学生さんがつくった選挙の投票の仕方であるとか、それはこの18歳選挙権ということじゃないけれども、そういうものがあります。

当時、私の本当の質問原稿は、県内で運動会の時とか敬老会の時とか、そういった所で現実、寄附が行われているというような原稿だったんですけど、県内でこういう実態があるということを言えば県警本部長の顔が立たんということで、あえてその文章を私は削除して質問させていただきました。現実には、そういった地域の行事に寄附というのはいまだにあります。私も平成3年に議員になった頃は、運動会とか敬老会とかへ行けば、地域の議員さんが5,000円とか金額はいろいろですが、主催者が本日は誰それ議員から御厚志を頂きましたということを平気でアナウンスをする。

今だったらそこに警察官がいたら、それこそ即やられる話であります。しかし、茨城県かどこかで県議会議員、市議会議員が運動会の時に金を出したということで、それが最高裁までいって負けたというようなことがあって、少しはこのことが国民や議員に対しても影響があったかなとは思いますが、そうであったとしても現実、この行為というのはなかなか変わらない。地域に小学校の運動会が五つあれば5か所にそれをやらなくちゃいけないというようなことも聞いたりする中で、今回、特に18歳選挙権の方々が有権者教育、投票へ行こうということだけではなくて、やはりこの公職選挙法でも3ない運動ということ、やはりきちっとこの夏の参議院選挙、そしていつかわからない衆議院選挙、もちろん3年後の統一地方選挙を見越して、私は今一歩きちんと、昨年にもそういう逮捕者が出たという重い事実を受け止めて、選挙管理委員会としては、しっかりこの面に力を入れていかなければならないと思うものでございます。

インターネット放送というのがあるけれども、では、一体インターネット放送というのは県民の何割が見ているのだろう。例えば、今の有権者のうち何割ぐらいがこのインターネット放送を見ていると認識しているか教えてもらいたい。

山口市町村課長

選挙管理委員会の書記長として御答弁申し上げます。

ただいま委員からインターネットによる、私ども徳島県選挙管理委員会といたしまして、お話がございました寄附禁止啓発動画につきまして、インターネットで平成26年度以来、常時放映しているというところでございます。

有権者の何割がこれを御覧になられているかという具体的な数字自体は、今は申し訳ありません、数字はございません。ただ、やはりインターネットということになりますと、確かに若い皆さんはかなり今、接する機会が多いかと存じますが、一方で高齢者の皆さんでありますと、また、パソコンをお持ちでなくて、こういったインターネットになかなか

触れられないという方もいらっしゃいます。私どもとしては、そういった方以外にも寄附禁止ということを御理解いただくために、平成26年12月になります。徳島新聞に新聞広告を掲載させていただきましたり、また、今後は県が実施しております、例えば、「OURとくしま」などといった各種の広報媒体がございますので、そういった紙ベースも積極的に活用いたしまして、寄附禁止をはじめ、選挙制度や1票の大切さについて皆様へ啓発に努めていきたいと思っています。

長尾委員

紙媒体の新聞もそれはそれなりに見る人がいるかもしれないけど、これも全部が見ているかというとなんか肌寒い感じで、昨日もオレンジナンバーという徳島県内の人が開発した多言語アプリのことが徳島新聞に載っておったと。もちろん、それは夕刊であったから、朝刊でないからとっている人も少ない。昨日の県民環境部の人なんか、誰も読んでいない。県がつくった広報紙でも読む人は少ない。テレビでも、僕はそんなにしょっちゅうテレビを見ている人がいるとは思わないし、地元放送とNHKとかであったりすると、もう本当に限られている。でも、それぞれの媒体で、できる限りの努力をしなくちゃいけないと思うわけで、当時の西川選挙管理委員長さんも徳島県選挙管理委員会としてテレビやインターネット、広報紙等、様々な広報媒体を活用させていただいて、今後とも関係機関との連携に加え、他県の取組を参考としながら、若者の視点を入れるなど、そういう工夫を凝らした啓発に積極的に取り組みたいと、このように考えております。もって選挙は公正かつ適正に行われ、有権者の意思が正しく政治に反映される明るい選挙の推進に努めてまいりたいと考えていますという答弁があったんだけど、今回のこの予算の中で、テレビというのは入っているんですか。

山口市町村課長

今回の平成28年度に関します予算におきましては、私どもといたしましては、今回、県民の皆様から募集いたしました動画につきまして、まずは映画館のCM事業で活用することを考えてございます。そのための予算について、ここに計上させていただいているところでございます。

長尾委員

その映画館のCMというのは、この映画もどれだけの人が見るかという、それも一つの努力としては認めるけれども、やはり私は何といてもテレビの影響というのはやっぱり一番大きいと思っているわけです。今までテレビではやっていないのだから、選挙管理委員長もテレビと最初に言うぐらい、選挙管理委員会のこれは正式な答弁なんだから、その選挙管理委員会の正式な答弁の中にテレビということを書いているにもかかわらず、その予算を入れない。動画を映画の合間に少し入れるというのはわかるけど、いわゆる地元のテレビとかNHKとか、そういったところで放送していくということが、より多くの県民にこの3ない運動というものを周知できる。当然、今の時代ですから18歳選挙権の対象になるそういった方々も含めて、広く私は県民にやるべきだと思います。

それで、今後テレビということについても考えていく余地があるのか、ないのかをお聞きしたい。

山口市町村課長

ただいま、委員からの3ない運動をはじめとした啓発活動について、テレビでの活用はどうかという御提言を頂いたところでございます。

テレビの活用につきましても、やはりテレビを活用した効果についてよく検討させていただきまして、テレビもケーブルテレビなどいろいろございますので、どういった方法がいいか、今後、是非検討させていただきたいと考えています。

長尾委員

今後というのは、いつからやるのですか。

山口市町村課長

夏に参議院選挙が控えてございますので、新年度早々からどういった取組ができるかということについて、早速検討させていただければと思っています。

長尾委員

是非、特に今回18歳選挙権で、文理大学の人の動画を見ていても、こんなところから言わないといけないのかと思うぐらいの内容だったんだけど、やはりそういう18歳選挙権の対象者にもわかりやすい形で、今現場では、やっぱり親御さんたちも心配しているし、もちろん校長とか教頭も心配している。それこそほんのちょっとした物をあげても警察に引っ張られているわけだから、18歳の高校生が何かやったらといったことまで含めて心配しているわけで、投票所に行くということだけじゃなくて、公職選挙法というのがあって、もちろん必要以上に萎縮させることはよくないけれども、いわゆるきちっとした有権者として、特に大事なものは18歳の人だけではなくて、3ない運動といたら全ての有権者がそうだし、そういったことをきちっと参議院選挙までにやるべきだと私は思います。

それこそまた逮捕者が出たり、そういうことになれば結局は選挙管理委員会のPR不足だったと言われかねないわけで、そこをしっかりと踏まえて頑張っていただきたい、このように思います。

岸本委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時00分）

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

質疑をどうぞ。

西沢委員

最近ずっと感じるんですけど、県庁内でもこれは県民に知ってほしいということを、今は残念ながらそれをネットで流していますというだけで終わっています。お金は要りませんが、本当にネットをどれだけ見ているのかなど。例えば、ジェネリックなど、徳島県は残念ながら、かなり前から最下位ですよ。だから、もっともっと利用してほしいとか、何かそういう県が訴えたいものがいっぱいあるかと思うんです。糖尿病の問題もそうです。この前、議員の中で勉強会をしましたけれども、幼い時からこういうようなものが影響するんだという話がありました。ああいうものを放映するとか、やっぱり県庁として県民をリードして、それを知らせていくというのもしっぱいあると思うので、それらをケーブルテレビにお願いして、当然予算の関係もありましようけれども、もっと積極的にケーブルテレビを利用して県民に見てもらい、訴えるということをやってほしいと思うんですけども、いかがですか。

東條地域振興課長

西沢委員がおっしゃるように、県でいろいろな施策をやっているんですけど、そういったものを県民の方に訴えていくという必要がある施策は多々あるかと思っています。例えば、ちょっと話は変わりますが、地域振興課で所管をしていますマイナンバー法に関しても、いろいろ県民の方に広報したいということがございまして、ケーブルテレビも活用しながら県民の方にPRをさせていただく機会がございます。

そういったことで、各部に対しましてケーブルテレビの活用ということで、十分連携しながら、ケーブルテレビのほうにもそういった話があるということで、連携しながら今後、情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

必要となきに出すというのじゃなくて、例えば、子供の優秀作品とかだったら定期的にあるのがわかっていて1年間で組めるということもあるでしょうから、予算をそういう状況の中で頂いて、ちゃんと放映してもらいたい。

それから、離島のことなんですけども、まず予算は幾らでしたか。1,000万円ぐらいでしたか。

東條地域振興課長

ただいま委員のほうから離島振興対策費の予算につきまして御質問を頂きました。

離島振興費につきましては、27年度当初予算で申しますと約1,000万円でございます。この度、2月補正予算ということで13万円の減額をお願いしているところでございます。

その内容でございますけれども、当課で行っています離島対策事業といたしまして、離島振興法に基づきまして阿南市の伊島、それと出羽島が指定されております。その離島航路の維持に対する補助金でございますとか、あるいは簡易水道の運営費の一部を市町に対して支援をしているところでございます。

西沢委員

昔から何回言っても、国のほうも動きがないんですけども、出羽島との連絡船なんかは、町長が歴代の社長をやっている。でも、別会社をつくってやっているんですね。

では、事故が起こったら誰が責任を取るんだと。最終は町長なんですけど、これは町長という立場じゃなくて個人的になるらしいんです。町長が個人的になるというのがずっと続いておって、事故が起こって保険内だけで収まったらそれでいいんですけども、保険以外の状況になると、これは誰が責任をとるんですかという、責任問題がはっきりしないんです。今、全国の中でそういう事故が幸いにして起こっていないのかもわかりませんが、そういうことで、牟岐町の形式をとっている所で事故が起こったら、本当に大変な問題になるんじゃないかと。それはもう私が県議会議員になってからずっと言っているんですけど、国のほうでも何の返事もない。

これはやっぱり、県からもそういう町の方の話を聞いていただいて、国のほうにこういうことで事故が起こったときにどうするのか、国のほうが責任を持ってくれるのかと、そこらあたりを詰めてほしいなと思います。いかがですか。

東條地域振興課長

ただいま、出羽島の離島航路につきまして町長さんが会社の代表者になっているということで、何か事故があったときの対応をどうするのかということで御質問を頂きました。

申し訳ございませんが、経緯等を今調査中でございます。町のほうにもそういった経緯でありますとか、問題点等を十分に聞いた上で今後の対応を検討していきたいと考えております。

西沢委員

これはちょっと前に聞いた話で、今でも私が言ったような状態であれば、このまま放っておいてもいいわけがないと思うので、何とか国のほうに対しても改善策をよろしく願いたいと思います。

それと、離島のことで続いて申し上げますけども、多分、地震、津波が来たときは、離島の出羽島では電気、水、両方なくなるんじゃないか。これは多分、伊島もそうじゃないかなと思うんです。

水は伊島もあんまりないらしいですけど、出羽島も昔は井戸をつくって使っていました。が、住民、島民のよく知っている人に聞くと、そんなの使える状態じゃないということで、まず、水も電気もアウトです。だから、離島そのものをどうするのかと、離島BCPをつくってほしいという話を私はずっとしているんですけども、離島をやっぱり災害の後で存続させるためには、例えば、ソーラーを離島にきちんとして、島民が使うだけのソーラーでやるとか、それから、水道もまさかのときは水がないですから、こっちからずっと持っていけませんので海水を淡水化するとか、そのほうが多分、一番金が安いんじゃないかなと思います。

そういうことも考えて、後から存続できるような仕組みにしなければ、多分、地震、津波が来たら、伊島も出羽島も住めないから全員こっちへ来ると。島を放っておいて来るという形にならないかなと思います。いかがですか。

東條地域振興課長

ただいま、離島のBCPの関係ということで御質問を頂きました。

確かに離島、伊島では180の方が生活をしております。出羽島でも98人ということで、人口が減少したとはいえ、多くの方が生活をしております。そういった方の生活を発災時に維持させるということで、BCP計画というのは非常に重要なことだと考えております。

危機管理部のほうからは、水道あるいは電気、もろもろライフラインが途絶するということが当然想定されることとございますので、例えば、通信に関しましてはいろんな危機管理の補助金を利用して、市町と連携しながらそういった対策を講じていくでありますとか、あるいは水道に関しましてはいろんな耐震化でありますとか、そういったことを活用、検討するとか、いろんなことを考えているということで、伺っております。

当課といたしましても、危機管理部と連携しまして、こういった対策がとれるのか検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

特にそういう離島に関するBCPの在り方とか、存続の在り方というのを国のほうにも提言して、特に離島では大変だということでの極力、補助金を頂いて、町に負担を余りかけないようにして、できることをやってほしい。こんなことを国のほうに提言してやってほしいと思うんですね。例えば、海水を淡水化するとかいうものに対しての補助金なんかは、特に要望してほしい。電気はソーラーをつければそれでいいでしょうけれども、今のままだったら多分無理ですからね。そういうことを考えて、これは全国の離島が絡んでくるのじゃないかなと思いますから、徳島発でそんなことを言ってほしいと思います。

それから、この頂いた総務委員会の説明資料（その3）の6ページ、地域振興対策費で、補正前19億円の中で補正で13億3,000万円減るのですが、これはどういう理由なんでしょうか。

東條地域振興課長

ただいま委員のほうから、地域振興対策費の2月補正の減額理由ということで御質問を頂きました。

主な理由といたしましては、地域総合整備資金貸付金、いわゆる、ふるさと融資の減額でございます。この融資につきましては、地域振興に関します民間の事業活動に対しまして無利子融資をするというものでございます。ということで、今までは、これまでの実績とかそういったものを参考にしながら貸付案件が生じた場合には早急に対応する必要があるということで、平成27年度予算として17億円を計上しておったところでございます。しかしながら、結果といたしましては、いろんな相談はあったものの、実績が3億7,000万円、医療法人養生園の病院の移転新築の3億7,000万円のみとなったということで、13億円の減額ということになったところでございます。

西沢委員

もう一つ、その次の8ページの地方創生加速化支援費。これも予算額が11億7,700万円
で年度執行ゼロですね。こっちのほうはどうなんですか。

平井地方創生推進課長

委員会資料の8ページにおける繰越明許費に関しまして、御質問を頂いたところでござ
います。

このイの一般会計の部分のところでございますけれども、この部分につきましては、2
月補正予算でリーサス活用実践費ということで4,000万円、この度、地域経済分析システ
ムの普及・啓発を2月補正で計上させていただきまして、それにつきましては、来年度の
実施にさせていただきたいということで、繰越明許も合わせて、この度提案をさせていた
だいでいるところでございまして、それに係るものでございます。

西沢委員

地方創生加速化支援費なので、加速化のためにということなんでしょうけど、なかなか
加速していないという状況なのか。地方のほうで3月末までに出さないといけないとい
う話が聞こえてきますけれども、各市町村はなかなか大変なのかなということはあるわ
けです。

先ほどの地域振興対策費もかなり減っているということは、これも民間のほうに貸し付
けると。でも、民間のほうもそういう今、正に市町民が一丸となって地方をどうするのだ
という中で、あんまり思ったような実績は上がってきていないというふうに、これを見る
と思ってしまうわけです。市町村も住民もまだまだスピードが遅いのかなと。そこらあた
りの住民に対するアピールなんかも、こういうことで補助しますよと。

もう一つは、いつも思うんですけども、利息だけを補助するとかいうのじゃなくて、こ
ういう大変なときだから、もっと踏み込んだ補助の在り方を検討してもいいのではない
かと思うんですけど、せっかく予算を付けているのに、これでは残念ですよ。いかがで
すか。

平井地方創生推進課長

地方創生の推進に向けまして、県、市町村ともに平成27年度中にそれぞれの総合戦略を
策定するというところで作業を進めてまいりました。県につきましては、7月ということで
ございましたけれども、市町村におきましても順次、進めていただいております。3月
中には24市町村全てが出そろおうという状況でございます。

いよいよ来年度が総合戦略の本格実施の年度になっているところでございます。そうし
た本格実施に当たりまして、やっぱり財源的な推進エンジン、そういうものが需要である
ということ強く認識いたしておきまして、その一環といたしまして、国の補正予算にお
きまして、加速化交付金を一つ計上いただきまして、県におきましても2月補正予算、先
議を頂く形で計上をいたしておきまして、先ほど御覧いただきました8ページの加速化交
付金、これにつきましても、そういう形で計上させていただきたい。執行については来年
度ということになりますけれども、そういうことで、市町村の総合戦略の推進にも活用す

るということで展開してまいりたいと思っております。

西沢委員

結局、当然ながら3月いっぱいという期限の中での話だから、まだまだ最終の詰めができていないということも多分にあるでしょうけど、民間までも3月いっぱいというのじゃなくて、かなり民間の方はいろいろなことを計画しているのじゃないかなと思うんですけど、残念ながらそういうふうには見えないので、やっぱりもっともっと条件緩和とか、それを宣伝するとかしていく必要があるのではないかなということをおっしゃったんです。

そういうことで、もっと踏み込んだ対策をしてほしいんです。先ほどのお話はそういう意味なので、当然ながら3月いっぱいにはわかっています。だから、それに対して市町村が遅れているというか、3月いっぱいまでという計画の中で進めていると。だからこそ早くやってくださいということなんですけど、そこまでまだいっていないところがある。それは仕方がないことかなとは思いますが、予算的には今年度でやれるものはやっていただきたいということで付けているということでしょうけども、民間のほうはもっともっとアピールしてもいいのではないかな。それと、条件をもっと緩和して、利息だけじゃなくてももっと踏み込んで補助して、今の対策で多分、日本の地方に対する補助はなかなか次はないのではないかなというぐらいの時なので、やっぱり全力で、今回だけはかなり踏み込んだやり方をしてほしいと思うんですけども、いかがですか。

尾崎政策調査幹

民間の活動を支援するということでございまして、事前委員会のほうで、平成28年度当初予算の中で御説明させていただきまして、地域経済循環創造事業交付金というものを新たにお願いしてございます。これにつきましては、正に地方創生まち・ひと・しごとづくりのうちの、しごとづくりを支援するために民間の投資を呼び起こすというものでございます。

基本的には、総務省に同種の事業がございまして、それをベースにしておるものでございますけども、民間企業が地域資源を活用した創業等を行う場合、まず、融資を行っていただくというのが前提でございまして、それに対して補助を上乗せするというものでございます。

今年度までにつきましては、国の補助という形でございましたけども、来年度につきましては、国の補助のみならず、県でもこれを踏み込んで民間の創業等を支援するということで、県独自の補助の支援を行っていかうということでございまして、これによりまして、地域のほうでしごとづくりが進みまして、経済の好循環が生まれますように取り組んでまいりたいと考えております。

西沢委員

地域総合整備資金というのは、そういう企業のための資金貸付けになるんですか。それとも、民間がもっと地域のために何かやろうと、地域が活性化するために何かやるとか、こういうためのものではなくて、企業に対するものだけなんですか。

東條地域振興課長

地域振興整備資金貸付金、いわゆる先ほど申しましたふるさと融資につきましては、民間の事業主体、民間企業が行います例えば病院でございますとか、いろんな商業施設も工場もありますけれども、そういった地域振興に資する施設をつくる場合に、一定の雇用の要件、地域において雇用するとか、一定の要件を満たすものに対して無利子融資をするものでございます。

そういったことで、そういった民間の事業活動を促進するというものでございます。

西沢委員

そういう雇用のためとか施設のためが中心ということで、わかりました。

特に今、どんどん来てほしいということですから、もっとそういう意味では前向きに、こんな状態だったとしたらもっと条件緩和をしないといけないかなと思ったりもしますから、今が正念場ですので、ひとつ全力で取組をしていただきたいと思います。

来代委員

昨日は長尾委員が県民環境部の審査で、県西部の祖谷とか、かずら橋とか、そういうところの観光案内に外国語でもっと案内をつくるようにという、すばらしい質問をされたんですけど、県民環境部で観光対策があるのか、あるいは商工労働観光部に観光があるのか、あるいはこの外国人の観光になると交流というので政策創造部にあるのか、いろいろあるわけですが、私は海外の観光客に対しては、政策創造部が主体となってきちんとやるべきだと思いますが、これは管轄外になるのか。それとも、政策創造部はそんなこと関係ないということですか。

梅田総合政策課長

観光の窓口的なことだと思います。

政策創造部につきましては、各部局の事業の調整を図りながら、新たな政策を創造していくということでございますので、観光の交流について十分関わっておるということでございます。

来代委員

ここに観光交流費で948万円から733万円を組んでいるわけでしょう。3ページを見てください。政策創造部で予算を組んで、そしてこの中に栗本総合政策課政策調査幹（西部総合県民局担当）と入っているじゃないですか。ごまかすようなことを言うてはいけない。責任は政策創造部にあるんです。そして、ここの報告書にきちんと海外からの観光客2,000万人時代だと報告したじゃないですか。こちらの部に責任があるんです。

部長、きちんとこれは予算をもって、西部総合県民局、南部総合県民局を管轄しているんだから、政策創造部がきちんと答えてもらっていいんでしょう、はっきりしてください。

七條政策創造部長

ただいま、委員のほうから観光交流推進費の予算について御質問を頂きました。

この予算につきましては、南部、西部の観光交流の推進に要する経費という形で政策創造部に計上させていただいておりますので、ここはまずは一義的には政策創造部が責任を持ってこの予算については対応をしなければならないと考えておりますので、その上で、県民局、また商工労働観光部とも連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

来代委員

そのとおりなんです。そこで、やっぱりテレビでも新聞でも、全国紙とか、全国のテレビを見ていますと、祇園では、まいこに触るとか、入ったらいけない所へ入るとか、あるいは浅草とか、アメ横、あるいは心齋橋では、海外からの客ばかりで日本人が、のけ者にされていると。うれしい悲鳴であり、また困ったことも出ているんです。

県西部でも祖谷のかずら橋、大歩危観光、あらゆるところにびっくりするぐらい海外客が増えました。これは皆さん、本当に観光客バブルで喜んでおられるんですけども、いい話があれば悪い話もある。

例えば、もうホテルはこの1年間、どんな小さなホテルも1年間全部借り切られている。だから、県外の家族が帰ってくる、あるいは大阪、東京、京都から子供や孫が友達を連れて帰ってくるといったって、泊まらせる所がない。それで、費用も今まで池田だったら4,000円から5,000円で泊まれた旅館が、もう2万2,000円から3万円いくぐらいの勢いで、この前も泊まったら2万2,000円と言っていましたけれども、そこまでいわゆる旅館バブルになってきているんです。これは、いいところもあるけれども、本当に地元の人、日本人は一体このままではどうなるのかという非常に困ったところもある。

同時に、海外の客ですから、日本の文化とか日本の風習、いわゆる日本の守らなければいけないものが何もわかっていない。それが、まいこの着物を触ったり引っ張ったり、あるいは清水寺でも入ったらいけない所へ入るわけです。それに近いような話が、もうこの頃、嫌というほど私のところへも聞こえてくるんです。きれいな清流の川を汚したとか、あるいは自然のものを平気で折るとか。6時から8時までの約束の宴会が10時が来ても、11時が来ても騒ぎ過ぎるとか。一体このままいくと、質素で素朴だった県西部の観光客はどんなになるのかというような心配の声も持ち上がりはじめた。普通だったら新聞が特集を組んでくれるのですけれども、まだそこまではやってくれていません。

これから先、やっぱりここで長尾委員が昨日おっしゃったように、県民環境部はきちんと看板も立ててやっていく。政策創造部はそれを手助け、予算を持っているのだから、それをしながら観光案内のいろんな言葉もよろしいけれども、してはいけないこと、宗教の違い、マナーの違い、民族間の違いもあります。それをいかに旅行者、あるいは海外からの観光客に知らせるのかということも忘れてはいけないと思うんです。まして来年、県西部ではラフティングの世界大会がありまして、もう泊まる場所を探すどころじゃない、バスもないような状態になっていっているところでしょう。それだけにここは、政策創造部は創造だから、ないものをつくっていただかないといけないのだから、その辺のあたりを

どういうふうに考えて、どういうふうにやっていただけるか、教えていただければ幸いです。

栗本政策調査幹

今、来代委員のほうから外国人の観光客が増えているということは、一方ではいいというような御意見を頂きまして、他方で、生活習慣の違いなど外国人のマナーもこれからは課題になることではないのかというふうな御提言を頂きました。西部総合県民局としましては、外国人のお客様に対しまして、ホテルなんですけども、トラベルステーションとしまして、外国語の情報提供をする窓口を設置したりとか、外国語のパンフレットなどもつくって、利便性の向上に努めているところでございますが、今後は委員から頂きました御提言を踏まえまして、マナーの向上などにつきましても十分検討して対応してまいりたいと思います。

来代委員

これは部長にお願いしたいのだけど、やっぱり一つは、昔「4日で暮らす徳島県」という皮肉な川柳があったんです。それは阿波踊りの4日間で1年分をもうけてしまうという話なんです。今、正にそれに近い、日本人をのけ者にして、外国人だけでもうけてしまおうというような風潮がないように、やっぱりここは適正な値段、これは当然そういう指導もしてもらわないといけないし、こういうときこそ鳴門わかめではございませんけども、外国人はわかりませんから、産地偽装もさせてはいけません。あるいは食中毒もさせてはいけません。また、長尾委員のおっしゃった、きちんとした看板もしないといけない。やっぱり観光、海外交流の原点に帰って、一つ一つこの問題点を解決してもらわないといけないと思うんですけども、政策創造部が中心となって、商工労働観光部、あるいは県民環境部、それぐらいのチームをつくって、これから真剣に取り組んでももらえませんか。

七條政策創造部長

来代委員から、本当に貴重な御提言を頂きました。どうもありがとうございます。

徳島県におきましては、ただいま観光誘客の特に外国人のインバウンド対策として誘客を進めておりまして、今、西部に大勢の方が来ていただいているということは本当に有り難いことだと思っております。

その一方で、委員からも御指摘がございましたような、そういうマナーの問題とかも発生しているようでございましたら、やはり観光客が喜んでいただくとともに、地域の住民、また、周りの地域の方々が観光客と一緒に地域振興という面から進めていくためには、ウインウインの関係が観光客も喜ばれるし、住民の方もそれによってお互いに利益を得て、誠にいい循環になっていくという形が必要でございます。どういう形ができるか、マナー向上とかその辺の案内標識の話とか、いろんな問題が多分あると思いますけれども、そういったものについて政策創造部といたしましては、まずは取りまとめ役となりまして、商工労働観光部とか総合県民局とも密接に連携いたしまして、そういった問題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

来代委員

是非とも早急にやってください。池田のほうへ行って、少ない旅館に聞いてみてください。家族が帰ってきてても法事さえできないような状態で、泊まってなくても全部押さえられているんです。

だから、そういうこともやっぱり便乗値上げにつながりますので、是非ともそれにストップをかけてほしいし、適正なことをやってほしい。

もう一つ、そこまでやっていただけるのに、どうして次の予算が244万7,000円も減るのか。逆に1,500万円、2,000万円になるぐらいの予算を計上してやっていかなかったら、一方でやりますと言って、一方で予算減額では、職員もやる気がなくなるじゃないですか。これはすぐに増額、そういう計画をして、要る費用は要るのだから、それぐらいの費用を増やしてでもやっていただけませんか。

七條政策創造部長

この予算につきましては、観光交流推進に要する経費という形で計上させていただいております。それぞれの現場において観光交流の推進経費として南部、西部で活用させていただいているところがございますけれども、今回、こういう形で減額となったわけでございます。今後につきましても、観光交流というのが人口減少を補うという、非常に本県にとって大切な取組でございますので、正に西部では、にし阿波～剣山・吉野川観光圏で、そういう形で取り組んでおりますので、我々としましても、南部、西部におきまして観光交流の取組をしっかりと支援してまいりまして、こういった経費がしっかりと確保できるように今後とも頑張っていきたいと思っております。

達田委員

本会議でもお尋ねをいたしました。中央省庁の徳島への移転についてお尋ねをしたいと思っております。

まず、予算なんですけれども、政府関係機関徳島移転調整費ということで800万円、そして、消費者庁等移転実施計画策定事業というのが、これが危機管理部で1,000万円付いているんですね。目的がほぼ同じものであるのに、予算付けする部局が違っているのはなぜなのかお尋ねをいたします。

平井地方創生推進課長

ただいま委員のほうから予算計上に当たっての部局間の役割分担についての御質問を頂いたところでございます。

消費者庁をはじめとする政府関係機関の徳島移転の実現に向けましては、県を挙げてということで、具体的には地方創生本部がございまして、細やかに情報共有、課題共有も行っておりまして、更に機動力という意味で三つの実務者レベルの庁内役割チームも立ち上げて、県を挙げて取り組んでいるところでございます。

そうした中での予算計上に当たっての基本的な役割分担でございますけれども、まず、

政策創造部におきましては、今月、13日の週からでございますけれども、実施されます業務試験でございますとか、あと、国民生活センターの試験移転ということが予定されておりますので、そういったことに対する執務環境の整備とか、調整といった面でのいわゆるソフト的な経費につきまして、政策創造部、それから危機管理部はもとより、例えば、工業技術センターとか、保健製薬環境センターということで、多くの部局に関連もするということから、こういったソフト的な経費については、まず、政策創造部のほうで一括して計上をさせていただいております。それが今お話もございました政府関係機関徳島移転調整費ということで、平成28年度当初で800万円の計上をさせていただいているところでございます。

一方、危機管理部のほうでございますけれども、消費者庁、それから国民生活センターの徳島県としての移転候補施設として提案しております、この徳島県庁の本庁舎、それから、鳴門合同庁舎の必要な整備の実施計画を迅速かつ臨機応変に策定していくための、それは今後、国の方針が示されてくると思いますが、それを受けて、いわゆるハード的な部分の検討経費といたしまして、この平成28年度当初予算に1,000万円の計上を案としてさせていただいているところでございます。

ということで、大きくは政策創造部と危機管理部、それぞれ限られたマンパワーでございますけれども、それを最大限活用するというところで、大きくはソフト的、ハード的ということで、役割分担をいたしまして、二つに分けて計上をさせていただいているところでございます。

達田委員

目的が同じであるのに別々の部署で予算を付けているというのは、ちょっと理解をしかねるんです。本会議でもお尋ねをしておりますけれども、実証実験をされるということで、国民生活センター、それから消費者庁の職員さんが来られるということなんですけれども、この実証実験というのは2回で終わるのでしょうか。そして、いろんな懸念とか課題が出されておりますけれども、それらがこの2回で解消されるのでしょうか。

平井地方創生推進課長

今後のスケジュールに関連する御質問であろうかと思えます。

消費者庁の徳島移転の実現におきまして、幾つかの課題と申しますか、テストを国のほうから御提案を頂いている状況でございますが、委員のお話にもございましたけれども、まずは今月13日からの消費者庁長官をはじめとする10名程度の皆様の業務試験、それを踏まえまして本年7月と言われておりますけれども、1か月に及ぶ業務試験。それから、4月以降、国民生活センターによります研修部門と商品テスト部門が試験移転、これが予定されているところでございます。

県といたしましては、業務試験、試験移転を国ともしっかりと連携しながら一つ一つの課題を丁寧かつ誠実にクリアしていきたいと思っております。そうした一連の流れの中に、この3月下旬にまち・ひと・しごと創生本部が国として移転に係る基本方針を定められるということになっております。

したがいまして、まず、私どもとしては3月のこの1週間で業務試験が支障なく行われるように県を挙げてしっかりと準備をしてまいりたいと思っているところでございます。

達田委員

これも本会議で指摘をさせていただきましたけれども、国がもし移転をするとしたら、その総費用というのは幾らを見積もっているのでしょうか。そして、国のほうはできるだけこの費用がかからないようにというようなことで、その移転費用はいろんな財政負担が求められるのじゃないかという心配がされるんです。国の新たな財政負担は極力抑制するということが言われておりますので、その点どうなのかと心配されますけれども、移転の総費用は幾らと見積もって、そのうち県の負担はもうないのかどうか、お尋ねをいたします。

平井地方創生推進課長

ただいま委員のほうから総費用と国と県の負担、その辺の基本的な考え方について御質問を頂いたところでございます。

この総費用、それから、国・県の負担につきましては、先ほどお話もさせていただきましたけれども、今月下旬にまち・ひと・しごと創生本部、内閣総理大臣が本部長を務めておられますけれども、そちらのほうで移転に係る基本方針が示されるということになっておりまして、その決定時におきまして、今おっしゃった総費用等についての考えが示されるのではないかと考えているところでございます。

達田委員

これから、県に対して財政負担が求められるというようなことがあってはならないと思うわけですが、次に、移転をするということで、都道府県等の提案募集要項というのがありましたよね。これに基づいて応募をしていると思うんですが、この中で、官邸と一体となり緊急対応を行うなどの政府の危機管理業務を担う機関、また、中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関、現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案、提案された機関の機能について、現在当該機関が業務として行っていない提案などが書かれているわけです。これは、こういうのが移転の対象にならないと書かれているんですけれども、政府の有識者会議にしましても、中央省庁と日常的に一体で業務を行う機関、政府の危機管理業務を担う機関は、地方移転の対象外としておりますけれども、消費者庁というのは正にその機関に該当すると主張しているそうなんです。

そうであれば、そもそも提案をするということ自体ができないはずなんですけれども、なぜ、消費者庁になったのか、その経緯をお知らせください。

平井地方創生推進課長

委員のほうから危機管理を担うような省庁はそもそも対象でないのではないかと、徳島県としてなぜ消費者庁を提案したのかといった点につきまして、御質問を頂いたところでございます。

まず、この度の今提案募集に当たりまして、途中段階、確かに11月6日に開催されました有識者会議がございます。そちらにおきまして、中央省庁については危機管理に関わるものでないこと、それから、国会や他省庁との対面業務が必要でないことなど、総合的に勘案して検討するといった方向性の検討もなされたということは承知いたしております。

しかしながら、その後、12月17日に開催されております、この有識者会議において、国としての地方移転に係る対応方針というのが決められております。私どもとしては、これが最新の国としての方針であろうと受け止めておりまして、その中には、中央省庁に係る地方移転の検討については論点整理を踏まえ、今年度末までに成案を得ることを目指すとされておきまして、つまり危機管理に関わるものでないことといった表現は今は含まれていないということで、まず承知しております。

その上で消費者庁につきましては、恐らく食品事故といったようなことで危機管理に関する業務も大いにあるのじゃないかという御指摘だろうと思っておりますけれども、そういうことも十分承知をいたしておきまして、そういった危機管理を担う省庁であるからこそ対象外とするのではなくて、徳島県が提案いたしております全国屈指の光ブロードバンド環境。それから、更に東京にサテライト・オフィスを設置してはどうかという提案をいたしております。そういったことを最大限に活用すれば、そういった危機管理業務でありますとか、距離的障壁ということも十分にクリアできるのではないかということで考えておきまして、そういったことで消費者庁を提案しているという状況でございます。

達田委員

危機管理業務を担っているという認識はあるわけですね。

平井地方創生推進課長

消費者庁がどういう省庁であるかの認識のことであるかと思えます。

その点につきまして、消費者庁が危機管理を担う省庁であるということについては十分承知をいたしているところでございます。そういうことを念頭に置きまして、徳島県として平成20年度に消費者庁、消費者行政を一元的に推進する新組織が必要であるということで徳島発の政策提言をいたしているところでございます。当時のぎょうぎ問題とかそういったことも十分背景に認識としてあつたらうということでございます。

達田委員

徳島県が意欲的に、来てくださいということでやっていると。しかし、全国から反対を表明している団体等は、私が知っている範囲内だけでも62団体、全国地域婦人団体連絡協議会、全国消費者団体連絡会、主婦連合会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、全国消費生活相談員協会、また日本弁護士連合会などが反対をされているわけですが、特に国民生活センターがある相模原市ですね。ここは相模原市長を先頭に全く寝耳に水の話だと、地元を無視しているということで、相模原市議会、商工会議所、相模原市自治連合会など、いわゆるオール相模原で反対しております。

国民生活センター相模原事務所というのは、旧在日米軍陸軍キャンプ淵野辺というところ

ろの跡地に設置されているそうなんですけれども、基地の返還に当たって長い間基地のために住民の皆さんが影響を受けてきたと。そういうことから、土地は地元で優先利用してほしいということで望んでいたんですけども、国から消費者問題にとって非常に重要な施設なんだから設置させてほしいというようなことがあって、地元の優先利用を耐え忍んで国に協力してきた。それなのに、地元をないがしろにするとは何だということで反発をされているんですね。

ですから、いろんな全国の消費者団体等、皆さんが反対をする。また、国民生活センターの設置をされている市もこぞって反対をするというようなこういう状況では、「vs東京」どころか「vs全国」になってしまうじゃないかと思うんですけども、こういう事態を県はどのように受け止めているんでしょうか。

平井地方創生推進課長

現在、国民生活センターのいわゆる相模原事務所が設置されております相模原市、それから神奈川県については、国のほうは、まち・ひと・しごと創生本部としてもヒアリングを実施されたということ伺っているところでございます。

そもそも地方移転の取組でございますけれども、やっぱり直近の様々な統計におきましても改めて東京一極集中が進行、むしろ加速しているのじゃないかといったデータも出ていの中で、これに何としても歯止めをかけまして、地方への新しい人の流れをつくっていかなければならない。その突破口を今回の徳島移転への取組、それが突破口といいますか、起爆剤になるのだという大義、大局観をしっかりと持っておきたいと思っております、今回の地方創生に向けた取組ということで、多くの皆様に意義といいますか、その辺につきまして改めて、より御理解を頂ければと思っております。

達田委員

国民生活センターの相模原事務所につきましては、御理解いただけないと思います。

それから、昨年8月末に誘致の提案をしまして、そして、9月議会のときに資料も頂きました。その時には、消費者庁、東京都千代田区、国民生活センター、東京都港区、東京事務所、ほか6機関が提案されていたんですね。その後、いつの間にか消費者委員会と国民生活センター相模原事務所が加えられているんですね。

特に東京ではない神奈川県相模原市にある機関が加わったということで、相模原市では寝耳に水だと、何だということで物すごく怒っておられると思うんですけども、これはどういう理由なんですか。東京一極集中の是正と言いながら、東京ではないところの施設まで後で加えてきたというのはどういうことなんですか。

平井地方創生推進課長

この度、政府関係機関の地方移転、東京一極集中の是正というのを大きな目的にしております。その東京の部分ですけれども、東京圏ということで東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、そういう広義で指定がされているところでございます。3月に国のほうから提示されましたリスト、それには国民生活センターの東京事務所、それから相模原の事務所も

含まれているという状況でございます。委員がおっしゃるとおりに、8月に徳島県として提案をいたした時点では、相模原市につきましては含んでいなかったわけでございます。けれども、その後の国と徳島県とのヒアリング、それから調整の中で、よりよき移転の在り方ということでのやりとりの中で、この消費者庁、国民生活センターを一体的に移転することを検討するほうが移転の効果発現ということでも有効なんじゃないかという考えのもとで、12月にこの相模原事務所について追加提案ということでさせていただいたところでございます。

達田委員

当事者に何の相談もなくされているわけなんですよ。非常にこれは不透明なやり方だと思うんですね。

それでもう一つは、知事がいつも消費者行政先進県だと言っておりますけれども、この移転問題が持ち上がりまして以来、いろんな批判も全国からされていると思うんです。私はやっぱり徳島県民ですから、それが当たっていたとしても、やっぱりそんな批判は余り有り難くない話なので、議会の場でも言いたくはないので今まで控えておりましたけれども、結局こうなりますと、本当にトップレベルの消費者行政なのかということを検証せざるを得ないわけなんですよ。

見てみますと、全国どこに住んでいても質が高い相談を受けられる相談体制の整備というのを消費者庁が推進してきたわけですが、政策目標である相談の空白地域の解消というので、相談体制の質の向上というのは非常に重要な課題なんですよ。

それを見てみますと、それぞれ市町村へ相談員が配置できているかどうかというのが54.2%、全国36位ですね。それから、相談員さんの資格の保有率というのが55.8%で全国40位です。それから、相談員の研修参加率というのが69.8%、これは45位ということになりますね。徳島県で優れているところというのは、人口10万人当たりの相談員数というのが1位なんですよ。しかし、有資格者というのがその半分ぐらいしかいないということで、この資格を持っていただくということが非常に重要な課題になっていると思うんです。

非常にたくさんの課題が言われておりますけれども、こうした知事が言うようなトップレベルの消費者行政だというようなことは、なかなか本当に声を上げて県民全部が言えるような状況ではないと思うんです。徳島県内の問題を見ましても、鳴門わかめの問題、もう何年も前から言われておりますけれども、偽装事件が後を絶たない。また、高齢者の詐欺被害も多い。被害額も2億円をだまし取られるということで、これは全国1位になりました。

だから、そういう状況をやっぱり解決しようとするそういう体制というのが要ると思うんですけれども、私はここの部分は消費者庁等の移転問題がある、なしにかかわらず、やっぱりレベルをうんと引き上げなければならない。今までどうしてしなかったのかと思うわけですが、ここはどうやって取り組んでいるのでしょうか。

平井地方創生推進課長

消費者問題に関わる人材の育成のお話も頂いたところでございます。

委員のお話にもございましたように、徳島県は確かに人口が少ないという関係もございまして、この消費生活相談員のロット、数自体は少ないわけでございますけれども、人口10万人当たりの行政職員数、それから生活相談員数の配置、こちらは全国1位という状況でございます。さらに、市町村レベルの消費者協会、これは全24市町村にもあるということで、これは徳島県の特長、強みと言えるところだと思っております。

さらに、これまでも消費者大学校、大学院ということで設置いたしまして、多くの卒業生も輩出させていただいたり、あと、四国大学、徳島文理大学のほうでの消費者関係講座、こちらの受講も多くの方にいただいております。その上で、更に専門人材の確保をしていく必要があるという認識のもとで、今月から相談員資格取得特別講座を開設するというところで、これまで以上に人材育成のほうにも取り組んでいきたいと思っております。

さらに、こういった徳島県の消費者庁誘致に対する御理解、それから御賛同の部分でございまして、御承知のとおり挙県一致の誘致協議会というものが消費者団体、消費者関連団体の多くの皆様に入っていただく形でできてございまして、あと、広域的にも四国知事会、関西経済会、関西広域連合ということで賛同、国への要請ということで取りまとめてございまして提出もされているところでございます。

達田委員

先日、本会議でも尋ねましたけれども、消費者庁の司令塔機能が低下するのではないかというようなことで、緊急時の危機管理対応が困難になるのじゃないかという問題について、テレビ会議の導入で解決できるというようなことが言われてきたわけですが、私もテレビ会議といっても使えませんし、本当に今、消費者問題で支援をしなければならぬ人たちというのは高齢者であり、また、一般の消費者なんです。だから、そういうところに目をつけて対策を立てていくのかどうかというのが大事だと思うんですけれども、いろんな製品を製造している事業者との関係というのは、消費者庁にとっても非常に重要な問題だと思うんですけれども、何か問題があったときに立入検査とか、勧告とか、指導がテレビ会議でできるのかということです。

徳島まで事業者に来てもらえるのかどうか。また、テレビ会議ができるといっても、テレビ会議の所まで事業者に来てくださいと言って、来てもらえるのか。皆さん、仲間内の庁内の会議であればテレビ会議で十分できると思いますけれども、そういう本当に緊迫した状態の中で利害が対立するような人に来てもらって、テレビ会議で済ませられるのかという問題があると思うんですけれども、これは、どういうふうにお考えなのでしょうか。

平井地方創生推進課長

危機事象が発生したときの対応ということでの御質問でございます。

食品事故等々、そういった一刻を争うような事案が出てきたときの対応でございますけれども、こういった対応を迅速かつ適切に行っていく、そのためには対面ですぐに、それも非常に大切なことではあると思いますけれども、それ以上に、まずはそういった事象が発生したときには関係者間で迅速に意思疎通をどう図っていくのか、意思決定権者まで

正確な情報が速やかに伝達されて、その決定権者の指示が組織にどう行き渡るのか、その辺が重要と考えておりまして、そのために今後、危機管理の在り方としてICTのこれまで以上の活用、徳島県が提案する全国屈指の光ブロードバンド環境の活用、そういったことも十分考えられると思っているところでございます。

さらに、どうしても立入りというお話もございましたけれども、必要な分につきましては、徳島県としても東京のサテライトを消費者庁として東京に置いてはどうかという提案も併せてさせていただいているところでございます。

達田委員

そういう肝腎な業務を東京に置こうというのだったら、別に移転する必要はないのではありませんか。これから、TPPが発効されるということも言われますけれども、輸入食品というのがどんどん増えていくかもしれないと危惧されております。そうなりますと、外務省とも折衝しなければならないだろうし、中国の冷凍ぎょうざみたいな事件が起きますと、もう国内だけではなくて、海外にまで調査に行かなければならないという事態が起こるかもしれません。

そういう中で、本当に移転をして機能が果たせるのかどうか、非常に私は疑問に思いますし、また、皆さんの御答弁を伺いましたけれども、考え方が本当に甘いという思いがいたします。ですから、もう一度よくお考えいただきたいと思えます。

それと、もう1点だけお尋ねをいたします。

先ほど経営戦略部に、消費税についてお尋ねいたしました。非常に県民の生活が苦しい中で、10%に上がったら大変だということで、やっぱり消費税増税はやめてもらいたいということを国に言っていただきたいと言いましたら、政策提言を行うとともに、県内の経済や県民の皆様の暮らしを守るための施策に全庁一丸となってしっかりと取り組んでまいりますと部長さんがお答えになったんですけれども、このためには、やっぱり財政をつかんでいる経営戦略部と連携していかないと、勝手に政策創造部がそういうのを出すわけにはいかないと思うんですけれども、消費税増税はストップさせるべきじゃないかという点と、庁内の連携はどうなっているのかお尋ねをいたします。

梅田総合政策課長

消費税の増税に関して御質問を頂いております。

本会議のほうでも答弁をさせていただきましたとおり、国、地方とも厳しい財政状況のもと、人口減少や少子・高齢化の引き続きの進行により、持続可能な社会保障制度の維持が大変厳しくなっている現状におきましては、将来的な安定財源の確保が重要であると考えております。

消費税率の10%の引上げにつきましては、平成27年3月31日に成立いたしました、平成27年度税制改正関連法におきまして、予定されていた平成27年10月から1年半延期され、平成29年4月に実施することが明記されたところでございます。

また、景気が悪化した場合に引上げを停止することができる景気条項は削除されまして、法律上、引上げは平成29年4月に確実に実施されることとなっております。増税に際しま

しては、まず、確かな経済成長に向けた実効性のある経済政策の実施。それから、低所得者層の負担を軽減する軽減税率制度の着実な推進が必要であるというふうに考えておりました。引き続き、全国知事会などと連携しながら必要に応じ、国に対して声を上げていきたいと考えております。

経済対策等についての庁内的な連携ということで御質問を頂いております。

政策創造部につきましては、各部局間と連携を図りながら新たな政策を創造していくという役割を担っておるところでございますので、委員からお話がありましたように、財政をつかさどっております経営戦略部等々とも連携を図りながら対応をしていきたいと考えております。

達田委員

もう決まっているからということでそのままいかれますと、やっぱり本当に今大変な苦勞をされている県民の皆さん、また、事業者の皆さん、ますます徳島県の経済が落ち込んでいくという方向にいてしまいますので、やっぱりここは、きちんと県民を守る立場で、国に対してしっかりと物を言っていただきたい。本当に消費税10%への増税はストップしてほしいという、そういう政策提言をするのであれば、しっかりとそういう提言をしていただきたいということをお願いして終わります。

中山委員

先ほど御答弁の中で、国民生活センターの相模原事業所は市を挙げて猛反対をしているという声を聞いて、来ることによって、やはりそれだけメリットがあるのではないかと強く感じましたので、しっかりと取り組んで、是非とも実現していただきたいなと思います。

しかし、消費者庁の移転もしかり、一番大事なのは地方創生総合戦略だと思うんですが、この年度末で24市町村全て出そろおうということも先ほど言われていましたが、本当に間に合うのかどうか、今、現状で何市何町が提出しているのか聞かせてください。

平井地方創生推進課長

地方創生の、市町村版の総合戦略の策定状況についての御質問でございます。

2月までに24市町村のうち16団体が策定済みでございます。残り8団体でございます。この8団体については、各市町村の2月議会、3月議会にお諮りして御意見を頂いて、その手続といたしますか、過程を経まして3月下旬までに残り8団体も策定できるという状況でございます。

中山委員

8団体の市町村の内訳ですが8町村ですか、それとも8市町村ですか。

平井地方創生推進課長

8市町村です。具体的に申し上げますと、小松島市、阿南市、三好市、佐那河内村、石井町、牟岐町、北島町、上板町、この8市町村でございます。

中山委員

カウンターパート方式ということで、やっぱり市町村と県が連携して、しっかりとやっていただけたらと思っておりますけれども、もし仮に、これが間に合わないとか、もう計画が出ないとなった場合にはどうなるのでしょうか。それと、今後、来年度が実質、地方創生というものが動き出すと思うんですが、そのスケジュールは具体的にどういうふうになるのでしょうか、ちょっと教えていただきたい。

平井地方創生推進課長

大きなスケジュール感も含めてのお話でございますけれども、まず、国の総合戦略というものが昨年度できておりまして、平成27年度からの5年間計画ということになっているところでございます。全国の都道府県、市町村ともその5年の期間というのを念頭に置きまして、多少後ろに延びるところもあると承知しておりますけれども、5年をベースに策定がされているところでございます。

県内の状況でございますけれども、残り8団体になってきておりますけれども、それぞれが産学官金労言の会を立ち上げて、何度も会合を重ねてこられまして、案としては出来上がっておりますので、最終的なそれぞれの御論議を踏まえて今月中には策定できるというように私どもは認識いたしております。

策定後は、いよいよ来年度から本格実施という年になってまいります。徳島県としてもきめ細やかな支援を引き続き、人的にも、財源的にも行ってまいりたいと考えているところでございます。

中山委員

政府機関の地方移転、これによって交流人口の増加、また、雇用創出等いろんなメリットが残されております。非常に大事なことだと思いますし、それ以上に地方創生、先ほど西沢委員がおっしゃっていましたが、これは生き死にが係っております。しっかりと連携して、そしてカウンターパート方式というのはこれからもずっと続けていかれるわけでしょうか。少なくとも、この5年は続けていかれるのでしょうか。

平井地方創生推進課長

カウンターパート方式は、策定のみならず、今後の推進に当たりましても継続をさせていただきたいと思っております。

さらに、それぞれの市町村で進化する総合戦略ということでPDCAを回していくことになろうと思っております。その過程にも市町村の御要望がありましたら、積極的に県としても参画をさせていただきたいと思っております。

中山委員

是非とも、24市町村が遅れることなく、やっぱり市町村が地方創生を成し得なかったら徳島県の未来というのはないと思っておりますので、しっかり県が指導をして市町村を引っ張っ

ていていただいて、地方創生を実現できるように頑張っていたいただきたい。それに加えて、政府機関の移転もしかりであります。しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

先ほど申し上げましたように、政府関係機関の地方移転に関する予算が含まれておりますので、議案第1号には反対でございます。

岸本委員長

それでは、政策創造部関係の議案第1号、平成28年度徳島県一般会計予算については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、平成28年度徳島県一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く、政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり、可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第3号，議案第8号，議案第67号，議案第70号，議案第72号

以上で，政策創造部関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは，そのようにいたします。

次に，当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については，閉会中に調査することとし，その旨，議長に申し出たいと思っておりますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，さよう決定いたしました。

それでは，本年度最終の委員会でございますので，一言御挨拶を申し上げます。

まず，政策創造部関係の審査に当たりましては，七條政策創造部長をはじめ，理事者各位におかれましては，常に真摯な態度をもって審査に御協力をいただき，深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され，今後の諸施策に反映されますよう，強く要望してやまない次第でございます。

また，総務委員会の審査に当たり，委員各位におかれましては，この一年間，終始御熱心に，御審査を賜り，また，委員会運営に格段の御協力をいただきましたことを，厚くお礼申し上げます。おかげをもちまして，大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに，委員各位の御協力のたまものであると，心から感謝申し上げます。

最後に，報道関係者各位の御協力に対しましても，深く謝意を表する次第であります。

時節柄，皆様方には，ますます御自愛いただきまして，それぞれの場で，今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして，私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

七條政策創造部長

政策創造部を代表いたしまして，一言，御挨拶申し上げます。

岸本委員長，眞貝副委員長をはじめ，委員の皆様方には，この一年間，政策創造部関係の地方創生をはじめとした様々な案件につきまして，終始，熱心に御審議をいただくとともに，幅広い視点から適切な御指導を賜り，深く感謝申し上げます。

ちょうどいいいたしました貴重な御意見，御指導につきましては，私ども職員一同，しっかりと受け止め，今後の事務事業の推進や県政発展に，十分に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては，今後，ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに，我々職員に対し，なお一層の御指導，御べんたつを賜りますよう，お願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました

岸本委員長

それでは、これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時26分）